

# ○警察職員の勤務時間等について

平成 11 年 7 月 22 日

岩警発第 783 号警察本部長

〔沿革〕 平成 17 年 9 月岩警第 1249 号、18 年 12 月第 1766 号、21 年 3 月第 341 号、22 年 3 月第 73 号、31 年 3 月第 339 号、令和 3 年 3 月第 286 号、4 年 3 月第 308 号、5 年 6 月第 732 号  
改正

各 部 長

各所属長

警察職員の勤務時間等については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号。以下「条例」という。）、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号。以下「規則」という。）及び警察職員の勤務時間に関する訓令（平成 7 年岩手県警察本部訓令第 6 号。以下「訓令」という。）によるほか、平成 11 年 8 月 1 日以降次のとおりとするので誤りのないようにされたい。

なお、警察職員の完全週休 2 日制の実施について（平成 4 年 7 月 23 日付け岩警発第 764 号）は、平成 11 年 7 月 31 日をもって廃止する。

記

## 1 勤務制及び勤務時間

### (1) 勤務制

職員の基本的勤務制は、通常勤務、毎日勤務及び交替制勤務の 3 種類とする。

#### ア 通常勤務

条例第 3 条第 1 項の規定により、日曜日及び土曜日を週休日と定められている勤務をいう。

#### イ 毎日勤務

条例第 4 条第 1 項及び規則第 5 条第 1 項の規定による特別の勤務に従事する職員の勤務で、4 週間を単位として勤務時間が割り振られ、かつ、週休日が日曜日及び土曜日に限らない勤務をいう。

#### ウ 交替制勤務

条例第 4 条第 2 項及び規則第 5 条第 1 項の規定による特別の勤務に従事する職員の勤務で、3 週 6 休で 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えない勤務を基本とする勤務制をいう。

### (2) 勤務時間等

ア 通常勤務は、勤務日を月曜日から金曜日まで、勤務時間を午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。

イ 毎日勤務は、週休日及び勤務時間等を訓令第 3 条関係別表の基準により、所属長が定めることとする。

ウ 交替制勤務の職員の勤務時間等については、別紙 1 に定める基準に基づき、所属長が定めることとする。

エ ア、イ、ウの基準により難しい場合は、警務部警務課長と協議すること。

(3) フレックスタイムによる勤務開始時刻等の変更

ア 所属長は、業務運営上必要があると認めるときは、午前9時の勤務開始時刻及び午後5時45分の勤務終了時刻を基本とする毎日勤務の勤務開始時刻等を変更することができる。

なお、勤務開始時刻等の変更は、別紙2の「警察版フレックスタイム採用基準」に基づいて実施すること。

イ 勤務開始時刻等の変更の指定は、あらかじめフレックスタイムによる勤務時間指定簿（様式第3号）により指定し、速やかに当該職員に明示し、職員の確認印を徴するものとする。

なお、指定に当たっては、当該職員の公休日の翌日から次の公休日の前日までの期間について一括して指定すること。

(4) 子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務

ア 条例第9条の2に基づく子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務を承認された場合は、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

(ア) 午前8時から午後4時45分まで

(イ) 午前8時30分から午後5時15分まで

イ アに規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。

2 週休日の振替等

(1) 毎日勤務及び交替制勤務の週休日の指定については、週休日の指定簿（様式第1号）により指定し、速やかに当該職員に明示し、職員の確認印を徴するものとする。

(2) 週休日に勤務を命ずる必要がある場合は、週休日を一の7時間45分勤務日に振り替え、又は勤務日の勤務時間のうち始業の時刻からの4時間若しくは3時間45分又は終業の時刻までの4時間若しくは3時間45分の勤務時間の割振り変更を行うことができる。

なお、勤務時間の割振り変更を行う場合には、4時間の勤務時間の割振り変更を行った後の勤務時間が3時間45分となる勤務日に限り、3時間45分の勤務時間の割振り変更を行うことができる。

(3) 週休日の振替又は4時間若しくは3時間45分の勤務時間の割振り変更を行う場合には、あらかじめ週休日の振替（4時間又は3時間45分の勤務時間の割振り変更）簿（様式第2号）により振替等を行い、速やかに当該職員に明示し、職員の確認印を徴するものとする。

(4) 一の週休日について、週休日の振替及び4時間又は3時間45分の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り週休日の振替を行うものとする。

(5) 週休日の振替を行う場合には、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯に割り振ること。ただし、業務上特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(6) 4時間又は3時間45分の勤務時間の割振り変更を行う場合には、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該4時間又は3時間45分の勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の勤務日の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の

範囲内において割り振るものとする。ただし、業務上特に必要と認められる場合は、この限りでない。

- (7) 週休日の振替等により勤務することを命ずる必要がある日の休憩時間は、当該勤務を命ずる時間と同時間の勤務時間が割り振られている日の休憩時間に準ずるものとする。
- (8) 条例第 10 条に規定する休日に職員に勤務を命ずる場合には、それが週休日でない限り、週休日の振替等はできないので、誤りのないようにすること。
- (9) 週休日の振替等により、新たに週休日となった日を更に勤務日と振り替えることはできない。
- (10) 週休日に勤務を命ずる場合において、次に掲げる勤務時間については、超過勤務として処理すること。

ア 週休日の振替等を行う場合における当該勤務時間を超える分の勤務時間

イ 勤務時間の割振り変更を行うことができない勤務時間

ウ 週休日の振替等により、新たに週休日となった日に更に勤務を命ずる場合の勤務時間

### 3 超過勤務

#### (1) 超過勤務命令の上限

命令権者（岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和 41 年岩手県警察本部訓令第 7 号）により超過勤務の命令権限を付与されている者をいう。以下同じ。）は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

ア 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。以下同じ。）の比重が高い所属以外の所属に勤務する職員次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1 箇月において超過勤務を命ずる時間について 45 時間

(イ) 1 年において超過勤務を命ずる時間について 360 時間

イ 他律的業務の比重が高い所属（警務課、会計課、監察課、生活安全企画課、地域課、通信指令課、人身安全少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、機動捜査隊、交通規制課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、公安課、警備課、機動隊及び各警察署をいう。）に勤務する職員 次の(ア)から(エ)までに定める時間及び月数

(ア) 1 箇月において超過勤務を命ずる時間について 100 時間未満

(イ) 1 年において超過勤務を命ずる時間について 720 時間

(ウ) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間

(エ) 1 年のうち 1 箇月において 45 時間を超えて超過勤務を命ずる月数について 6 箇月

#### (2) 特例業務による超過勤務

ア 特例業務による超過勤務命令

命令権者は、大規模災害警備又は本部長指揮事件の捜査その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものに従事する職員に対し、規則第 7 条の 3 第 2 項の規定により上限を超えて超過勤務を命ずることができる。

#### イ 職員への通知

命令権者は、特例業務による超過勤務を命ずる場合は、職員にその旨を通知しなければならない。ただし、特例業務の処理に要する時間をあらかじめ見込み難いため上限を超えて超過勤務を命ずる必要があるかどうかを判断することが困難であることその他の事由により職員にあらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

なお、あらかじめ職員に通知しなかった場合は、事後において速やかに特例業務による超過勤務であることを通知するものとする。

#### ウ その他

命令権者は、特例業務による超過勤務を命じたときは、速やかに本部長に報告するものとする。

別紙 1

3 個班変則交替制

交替勤務における週38時間45分勤務制区分	第1週							第2週							第3週						
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
A班	当	非	公	日	当	非	公	公	当	非	当	非	公	当	非	公	当	非	公	当	非
	38時間45分							46時間30分							31時間						
B班	非	公	当	非	公	当	非	当	非	公	日	当	非	公	公	当	非	当	非	公	当
	31時間							38時間45分							46時間30分						
C班	公	当	非	当	非	公	当	非	公	当	非	公	当	非	当	非	公	日	当	非	公
	46時間30分							31時間							38時間45分						

区分	勤務時間	当番 (15時間30分)	日勤 (7時間45分)	週休日	日中	夜間
各班	116時間15分	7回	1回	6日	62時間	54時間15分

## 別紙 2

## 警察版フレックスタイム採用基準

	勤務時間の繰り上げ 繰り下げ	休憩時間 (7時間45分勤務 1時間)
基本パターン	9 : 00～17 : 45	12 : 00～13 : 00
Aパターン	7 : 00～15 : 45	10 : 00～11 : 00
Bパターン	7 : 30～16 : 15	10 : 30～11 : 30
Cパターン	8 : 00～16 : 45	11 : 00～12 : 00
Dパターン	8 : 30～17 : 15	11 : 30～12 : 30
Eパターン	10 : 00～18 : 45	13 : 00～14 : 00
Fパターン	12 : 00～20 : 45	15 : 00～16 : 00
Gパターン	12 : 30～21 : 15	15 : 30～16 : 30
Hパターン	13 : 00～21 : 45	16 : 00～17 : 00
Iパターン	16 : 00～0 : 45	19 : 00～20 : 00
Jパターン	17 : 00～1 : 45	20 : 00～21 : 00